

下水道台帳調製及び下水道管理システムデータ更新業務委託 特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 目的

下水道台帳調製及び下水道管理システムデータ更新業務委託（以下「本業務」という。）は、宇治市において、下水道施設の管理の適正化と下水道施設の適正な把握を目的とし、下水道施設全般の実態がわかるよう下水道法第 23 条に基づき下水道台帳を調製し、これを下水道管理システム（以下「システム」という。）上で管理できるよう更新するものである。

第 2 条 適用範囲

本仕様書は、下水道法第 23 条に基づき宇治市が実施する本業務について、必要な事項を定めるものであり、受注者は、本仕様書に従い履行しなければならない。

また、本仕様書に明示のない事項は、宇治市土木設計業務等共通仕様書及び宇治市測量業務共通仕様書に準ずるものとする。

第 3 条 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第 4 条 法令等の厳守

受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書のほかに以下に示す関連する法令等を遵守しなければならない。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (2) 下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）
- (3) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (4) 公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国国地第 190 号）
- (5) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き Ver. 5（（社）日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（（社）日本下水道協会）
- (7) その他関係法令及び諸規則等

第 5 条 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第 6 条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行にあたり、以下の守秘義務を負うものとする。また、本業務に従事する者は、所定の誓約書を提出するものとする。なお、本業務における守秘義務については、本業務が完了、または解除された場合においても同様とする。

- (1) 本業務で知り得た内容及び個人情報等を他人に漏洩してはならない。
- (2) 本業務の履行に必要な情報を他の用途に使用してはならない。
- (3) 本業務に係る一切のデータにおいて、複写及び複製をしてはならない。

- (4) 宇治市が所有する個人情報に係る資料の整理、システムへの入力等の作業は、宇治市が指定する場所で行うものとする。
- (5) 宇治市より提供された媒体の取扱いについて、紛失等の事故が生じないように適切な管理体制を整えておかなければならない。
- (6) 個人情報の取り扱いについては「宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書」に基づき本業務を行うこととし、万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に速やかに報告するとともに、受注者が責任を持って対処すること。

第 7 条 公益確保の責務

受注者は、本業務を行うにあたっては、公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することの無いように努めなければならない。

第 8 条 証明書の交付

下水道法第 32 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合に必要な証明書の交付は、受注者の申請によるものとする。

第 9 条 管理技術者

受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

管理技術者は、契約図書に基づき、本業務の技術上の管理を行うものとし、技術士（水道部門、若しくは、上下水道部門で選択科目を「下水道」とするもの、または、総合技術監理部門で選択科目を「水道一下水道」若しくは「上下水道一下水道」とするもの）、または、R C C M（下水道）の資格保有者とする。

第 10 条 照査技術者

受注者は、照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

照査技術者は、調査計画を作成し、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

照査技術者は、技術士（水道部門若しくは上下水道部門で選択科目を「下水道」とするもの、または、総合技術監理部門で選択科目を「水道一下水道」、若しくは、「上下水道一下水道」とするもの）、または、R C C M（下水道）の資格を有し、システム業務に精通し相当の実務経験を有するものを配置すること。

第 11 条 担当技術者

受注者は、担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。

担当技術者は、システム業務に精通し相当の実務経験を有するものを配置すること。

第 12 条 工程管理

受注者は、本業務を実施するために必要な計画及び工程を記載した業務計画書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。また、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

第 13 条 貸与資料

貸与資料は下記の通りとする。

- (1) 各下水道工事の竣工図書
- (2) 道路台帳図
- (3) 宇治市下水道台帳システムデータ
- (4) その他、必要とする資料

なお、個人情報を含む資料については、宇治市下水道施設保全課の室内における貸与とする。

第 14 条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者の双方が協議の上、これを定める。

第 15 条 検査

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 検査の結果、補正が必要と認められた場合は修正を行った後、成果品の引渡しを行うものとする。
- (3) 成果品の引渡し後において、明らかに受注者の責務に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は受注者の責任において直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第 2 章 業務内容

第 16 条 業務概要

本業務の作業概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備・資料調査
- (2) 現地踏査
- (3) 現地調査
- (4) 3 級水準測量
- (5) 現地測量
- (6) 下水道施設平面図作成
- (7) 下水道台帳システムデータの構築
- (8) データ照査
- (9) 下水道台帳システム更新
- (10) 下水道台帳調書作成
- (11) 報告書作成
- (12) 日報作成
- (13) 打合せ協議

第 17 条 計画準備・資料調査

業務を開始するにあたり、受注者は発注者と十分な打合せを行い、下水道施設平面図及び下水道台帳システムデータの構築に必要な資料の調査、収集、取りまとめを行い、業務内容を把握するものとする。

第 18 条 現地踏査

現地の現況を確認し、現状を把握するものとする。

第 19 条 現地調査 (1/500)

資料に基づき、以下の調査測定を行うものとする。

- (1) マンホール位置のオフセット測量
- (2) 管止めに新たに公共汚水ますを設置した箇所及び取付管の移設・補修箇所における取付管延長の計測
- (3) 取付管移設箇所の下流マンホールからの距離の計測

第 20 条 3 級水準測量

マンホール蓋の取替え及び高さ調整を行った箇所について、測量するものとする。

第 21 条 現地測量 (1/500)

以下に示す地形補修が必要となったエリア及び資料調査や現地踏査等により地形が現在の状況と異なっているエリアにおいて現地測量を行い、地形図 (s=1/500) 修正を行うものとする。

- (1) 開発エリア
- (2) 家屋の建替えや新築エリア

第 22 条 下水道施設平面図作成 (1/500)

第 17 条～21 条における調査・測量成果を点検・整理し、下水道施設の図形データ作成と更新、基図の地形図更新を行い、下水道施設平面図を作成するものとする。

第 23 条 下水道台帳システムデータの構築

第 17 条～21 条において得られた成果について点検・整理し、次の各号についての業務を行うものとする。

(1) 下水道施設属性データ作成・入力

下水道施設の各々について、属性データを作成・入力するものとする。

作成する属性データについては別紙「下水道管理システム属性入力リスト」に記載されている情報とする。

なお、入力項目に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議を行うこと。

(2) 図書の電子化、ファイリング

発注者から指示のあった図書、書類について電子化を行い、(1)で作成した属性データとの関連付けを行う。なお、電子化したファイルの保存は、PDF 形式とし、電子情報の内容が確認できる品質及び画素を持つものとする。

(3) 電子データのリンク付け

(2)で作成した電子データについて、電子データと各々の図形データとがリンクするよう、パスを設定するものとする。

第 24 条 データ照査

本業務で作成及び修正したデータを対象に、入力した数値及び内容に誤りがないか照査を行うものとする。

第 25 条 下水道台帳システム更新

第 24 条における照査を行ったデータを「宇治市 WEB 下水道台帳システム TCLEXGAU」のサーバーに入力及び更新を行い、クライアント PC の環境設定を行う。

下水道台帳のシステム更新頻度は、納品時と中間 1 回の計 2 回とする。

なお、受注者は下水道台帳システム更新に先立ち、宇治市が保有する下水道台帳システムの動作確認を行い、不具合がないか検証を行うものとする。

第 26 条 下水道台帳調書作成

本業務における下水道台帳調書を作成する。

第 27 条 報告書作成

本業務における成果について、報告書を作成する。

第 28 条 日報作成

宇治市下水道施設保全課の室内で作業を行った際は、日報を作成し、発注者へ提出すること。また、報告書にも添付すること。

第 29 条 打合せ協議

受注者は原則として下記の打合せを行うものとする。なお、その都度打合せ簿を提出するものとする。

- (1) 業務着手時 1 回
- (2) 中間打合せ 3 回
- (3) 成果物納入時 1 回

第 3 章 納入成果品

第 30 条 著作権及び使用権

本業務において作成した成果品及び「宇治市 WEB 下水道台帳システム TCLEXGAU」で構成されたデータベースは、全て宇治市に帰属するものとする。また、本業務の遂行に必要なとなるオペレーティングシステム等の著作権は、開発販売元の各ソフトウェア会社及びカスタマイズ項目・機能については、パシフィックコンサルタンツ株式会社に帰属するものとする。

第 31 条 成果品及び納入先

納入する成果品は、下記の通りとし、その納入先は宇治市上下水道部下水道施設保全課とする。

- (1) 公共下水道台帳施設平面図（カラー/洛南処理区：2 分冊、東宇治処理区：1 分冊）
 - A1 判（1/750） 2 部（要補強）
 - A3 判 13 部
- (2) 下水道台帳調書 1 部
- (3) 報告書 1 式
 - ・各種工事別更新箇所一覧
 - ・観測成果表
 - ・数値地形図データ
 - ・人孔の座標計算書

- (4) データディスク（CD 又は DVD） 1 式
- (5) その他発注者が指示したもの 1 式

第 4 章 その他事項

第 32 条 その他

- (1) 「宇治市 WEB 下水道台帳システム TCLEXGAU」への入力及び更新に際し、既存 GIS システム及び今後のシステム運用に支障の無いようにデータ構築を行うこととする。
万一、システムに不具合が生じた場合は、速やかに復旧を行うこと。また、復旧方法については、発注者及びシステム開発者と十分に協議を行い、その指示に従うこと。なお、復旧に必要となる費用等は受注者の負担とする。
- (2) 委託金額が 100 万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) の入力システムにより、(財)日本建設情報センター (JACIC) にデータ登録するものとする。登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、発注者の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS 受領書」の写しを発注者に提出するものとする。